

第8回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年12月24日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 野村 照明委員  | 2 番 菊池 利治委員  | 4 番 清水 幸治委員  |
| 5 番 廣瀬女公美委員  | 6 番 二谷 幸裕委員  | 7 番 大畑 礼子委員  |
| 8 番 浅野 徳昭委員  | 9 番 細川 裕委員   | 10 番 菅原 雄一委員 |
| 11 番 佐藤 裕司委員 | 12 番 山崎 隆史委員 | 13 番 成田 俊英委員 |
| 14 番 中川 浩幸委員 | 15 番 瀬戸 賢成委員 | 16 番 稲場 洋二委員 |
| 17 番 松下 裕幸委員 | 18 番 佐藤 泰正委員 | 19 番 福西 範委員  |
| 20 番 野澤 勲委員  | 21 番 志賀 忠浩委員 |              |
- (以上 20名)
4. 欠席委員
- 3 番 金子 靖委員
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局  
事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人  
(以上 3名)
- 会議録署名委員の指名
- 16 番 稲場 洋二委員  
17 番 松下 裕幸委員
6. 議事日程
- 会期決定について 令和3年 12月 24日 (1日)
- 報告第 9号 現況証明願について (市街化区域)  
報告第 10号 国有財産転用借受申込書の進達について  
議案第 40号 現況証明願について  
議案第 41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 43号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について



委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第10号「国有財産転用借受申込書の進達」について報告して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書11ページにございます、報告第10号「国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

国有農地を借受するためには、農地法関係事務に係る処理基準で定めるところにより、借受申込書に農業委員会の意見書を添付し、北海道知事に進達することになっております。

議案書12ページの表の1番ですが、資料が13ページから15ページにございます。

北海道が管理する国有農地、                    内の一筆、      ㎡について、          氏より設置されている雨水枡が宅地の維持管理に不可欠な設備であるため、11月30日に借受申込書の提出がありましたので、12月2日、会長専決により北海道知事宛に意見書を付して進達致しました。

以上、1件の「国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました「国有財産転用借受申込書の進達」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。  
議案第40号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の16ページにございます、議案第40号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書17ページの表の1番は、資料が18ページと19ページにございます。

公簿地目が原野である、                    、他1筆、面積合計          ㎡の土地について、所有者である          氏の代理人である行政書士の          氏から現地確認のため現況証明願がございました。

12月14日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に表の2番は、資料が20ページから22ページにございます。

公簿地目が牧場及び畑である、                    、他1筆、面積合計          ㎡の土地について、所有者である          氏から現況証明願がございました。

12月13日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結

果、利用状況は農地採草放牧地以外の山林及び農業用施設用地であると確認致しました。

次に表の3番は、資料が20ページと23ページでございます。

公簿地目が山林である、[ ]の一筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏から現地確認のため現況証明願がございました。

12月13日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、3件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員  
清水委員

議案第40号「現況証明願」について、報告致します。

現況証明願の1番は、申請者の [ ]氏より、現況の確認のための現況証明願の提出がありました。

所有者が [ ]氏、公簿地目が原野である、 [ ]、及び [ ]の2筆、合計面積が [ ]㎡の土地について、令和3年12月14日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

清水幸治委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番の現地調査結果について、調査委員長の菅原雄一委員より報告をお願いします。

委員  
菅原委員

議案第40号「現況証明願」の2番と3番について報告致します。

現況証明願の2番は、 [ ]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域にある、 [ ]、面積は [ ]㎡の土地、及び、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、 [ ]、面積は [ ]㎡の土地についてであります。令和3年12月13日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は、 [ ]が山林、 [ ]が農業用施設用地であることを確認致しました。

なお本件は、いずれも農用地区域にある土地についてであります。現地は農地採草放牧地以外の山林及び農業用施設用地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

次に3番は、 [ ]氏が所有する、公簿地目が山林、農振農用地区域外にある、 [ ]、面積は [ ]㎡の土地についてであります。令和3年12月13日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長  
野村会長

菅原雄一委員、ありがとうございました。

それでは、議案第40号「現況証明願」について審議致します。

委員  
委員一同

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第40号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第40号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の24ページでございます、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書25ページの表の1番は、資料が26ページから28ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について■■■■に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の菅原雄一委員より報告をお願いします。

委員  
菅原委員

議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に総額■■■■円で、売買による所有権移転を行うものであります。

本件について、令和3年12月13日、阿寒地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

菅原雄一委員、ありがとうございました。

それでは、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、本件につきましては、佐藤泰正委員の同居の親族が役員を務める法人に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますので、佐藤泰正委員は退室をお願い致します。

(佐藤泰正委員退室)

議長  
野村会長

それでは、審議致します。  
質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

退室されている佐藤泰正委員は入室して下さい。

(佐藤泰正委員入室)

議長  
野村会長

議案第41号は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の29ページでございます、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書30ページの表の1番は、資料が31ページから34ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他12筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が31ページと35ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は10年間で賃貸借

を行うものでございます。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第43号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書36ページにございます、議案第43号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、1件の意見聴取がございました。

議案書37ページの表の1番は、資料が33ページから42ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の一筆、面積■■■■㎡について、事業主体である、■■■■が地域マイクログリッド構築事業実施計画により太陽光発電を実施するため、用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものです。

なお、本件については、12月13日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、1番の協議の結果を委員長菅原雄一委員から報告願います。

委員  
菅原委員

議案第43号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、調査及び協議の結果を報告致します。

本件は、農業振興地域整備計画では農地とされている、XXXXXXXXXXの一筆、XXXXXX㎡の土地について、事業主体であるXXXXXXXXXXが、地域マイクログリッド構築事業実施計画により太陽光発電事業を行うため、用途区分を農業用施設用地に変更すべく釧路市に申請があり、釧路市長より農用地利用計画の変更に係る意見を求められたものです。

令和3年12月13日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は農地採草放牧地以外の山林であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更には異存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

菅原雄一委員、ありがとうございました。

それでは、議案第43号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致しますが、本件は、株式会社天翔阿寒の関係でありますので、大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員が議事参与の制限にあたります。

つきましては、大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員は、退室をお願い致します。

委員  
委員一同

(大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員退室)

議長  
野村会長

それでは、審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第43号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第43号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員入室)

議長  
野村会長

議案第43号は、原案のとおり決定致しました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 12月 24日

議長 野村 照明

署名委員 箱崎 洋二

署名委員 松下 裕幸

